

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関して、市民の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。生活や事業でお困りの場合は、以下の支援策等をご確認ください。

市独自のひとり親世帯支援策を実施します

申込不要で児童扶養手当に 30,000 円を上乗せ給付

令和 2 年 4 月分の児童扶養手当支給対象者のうち、令和 2 年 5 月 31 日現在で受給資格のある方に対し、臨時・特別の措置として市独自支援の給付金を支給します。

支給額 30,000 円

支給日 令和 2 年 7 月 10 日

※児童扶養手当定時支給額に上乗せします。

問合せ先 こども家庭課 ☎(275)6349

自宅の家賃の支払いにお困りの方へ

住居確保給付金をご活用ください

住まいの家賃を払えない借り主に代わって、市が家賃相当額を家主へ支給します。

給付額 賃貸住宅の家賃額（全部または一部）

期間 3 カ月間（就職活動の状況等により変更あり）

対象 離職や経済的な困窮で住まいを失った、または失う恐れがある方（資産及び収入の条件あり）

問合せ先 社会福祉課 ☎(275)6283

※申請方法等の詳細については市 HP をご覧ください▶



店舗等の家賃の支払いにお困りの方へ

家賃支援給付金をご活用ください

固定費の中で大きな負担となる地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者向けの家賃支援を実施します。

対象 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で 5 月～12 月において以下のいずれかに該当する者

①いずれか 1 ヶ月の売上が前年同月比で 50%以上減少

②連続する 3 ヶ月の売上が前年同月比で 30%以上減少

給付額 法人 100 万円、個人事業主等 50 万円（いずれも月額）を上限とした 6 ヶ月分の金額（直近の支払家賃や所有店舗数に応じて変更あり）

※申込方法や問合せ先等、詳細が決まり次第改めてお知らせします。

コロナの影響で働けなかった方へ

傷病手当金を支給します

市国民健康保険または府後期高齢者医療の加入者で次の対象の方が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に対して、傷病手当金を支給します。

対象 勤務先から給与の支払いを受けている被用者

問合せ先 健幸づくり課

☎(275)6374

10 万円の給付について

特別定額給付金の申請はお済みですか？

これから申請される場合は、申請期限までに余裕を持って申請してください。また、申請書がまだお手元に届いていない場合や紛失してしまった場合は、お問い合わせください。なお、入金がまだの方は、市ホームページで振込実施日をご確認いただけます。

申請期限 令和 2 年 8 月 12 日（消印有効）まで

問合せ先 特別定額給付金実施本部 ☎(267)4410

※振込実施日の詳細については市 HP をご覧ください▶



今月号の裏表紙に「資金繰り支援制度一覧」を掲載しています。事業者の方で各制度の窓口等を確認したい方は、ご覧ください。

※掲載内容はいずれも 6 月 25 日時点のものです。
最新情報は市ホームページ等をご確認ください。

保険料や税金を減免・軽減します

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、次の対象の方は国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料が減免されます。

- 対象** ①新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）の収入減少が見込まれる方（要件あり）

※申請には収入を証明する書類等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 健康づくり課 健康保険係（国民健康保険担当）☎(275)6374
健康保険係（後期高齢者医療担当）☎(275)6392
介護保険係☎(275)6329

固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の対象の方は償却資産及び事業用家屋に係る令和 3 年度分の固定資産税・都市計画税が軽減されます。

- 対象** 令和 2 年 2 月から 10 月までの任意の連続する 3 ヶ月間の事業収入が前年同期と比べて 30%以上減少している中小企業・小規模事業者

※詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください▶

問合せ先 税務課☎(275)6109



感染の“第 2 波”を防ぐために

▶災害時の避難所利用では「密」を避ける

新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況において、大規模な地震や風水害が発生し、避難所を開設する場合には、感染症対策が重要となります。

市でも対策を進めていますが、避難所が過密状態になることを防ぐためには、市民の皆様においても自助共助としての感染症対策を可能な限り実施するようお願いいたします。

また、避難する前にご自身やご家族の健康状態を確認してください。避難所へ行く際に気を付けるポイントは市ホームページをご覧ください。

問合せ先 危機管理課☎(275)6245



▶“大阪コロナ追跡システム”で感染状況をいち早く知る

システム利用の流れ

- (1) 各店舗やイベント主催者がシステムに登録し、発行されたQRコードを店舗等に掲示。
- (2) 店舗等に掲示されたQRコードから利用者等が同様にシステムに登録する。

その後、システムに登録した利用者等から新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合、施設の規模等に応じて各店舗やイベント主催者、その他の利用者に注意喚起のメールを送信します。

※システムへの登録はこちらのQRコードから▶

